

日本大学短期海外研修(オーストラリア・スプリングスクール)申込書

令和元年 月 日

日本大学学長 殿

私は令和元年度日本大学短期海外研修(オーストラリア・スプリングスクール)に応募いたしたく、保護者(又は保証人)連名で申し込みいたします。

I 申込者

フリガナ _____

氏 名 _____

印
(保護者・保証人とは異なる印鑑を使用のこと)

学部・学科 _____

学 部 _____

学 科 _____

年 _____

学生番号 _____

性 別 _____

男・女

事前エントリー受付番号 _____

※事前エントリー完了通知メールに記載されている受付番号を記入してください。

写真貼付欄

- 1 半身脱帽・正面背景なし
- 2 最近3か月以内に撮影
- 3 縦4cm×横3cm

II 研修先機関

ボンド大学カレッジ (Bond University College)

III 保護者・保証人

保護者又は保証人の氏名： _____ 印

※保護者又は保証人が、申込者の研修参加及び次ページの誓約事項について同意された上で自署・押印ください。

(保護者・保証人以外の署名・押印では受理いたしません。)

誓約事項

- 1 選抜試験に合格した場合は必ず参加し、定められた期日までに参加費用を支払うこと。また、本研修に参加することに関し、出願前に保護者又は保証人の了承を得ること。
- 2 短期海外研修（スプリングスクール）に参加するにあたり、本制度の趣旨及び目的を十分理解し、その目的を達成できるよう努め、2回の事前研修及び事後研修には必ず出席すること。
- 3 研修生活に適応できる健康状態であること。また、既往歴や過去10年以内にメンタル面で通院履歴等がある場合は、必ず出願前に申告すること。（既往歴及び通院履歴等の情報は要配慮個人情報にあたります。）
- 4 留学に必要な手続き（派遣先大学に提出する各種書類の作成、パスポート及びビザの取得、航空券の手配、留学費用の支払い、宿泊先の手配）は派遣先大学または国際交流課の指示に従い、自らの責任において行うこと。
- 5 研修先大学が定める規則に従い、研修先の国の法律を遵守し習慣を尊重すること。但し、研修先の国の法律で認められている場合であっても、20歳未満の学生は飲酒や喫煙をしないこと。
- 6 研修期間中、本学の学則が定める諸規程に従うこと。また、引率教職員の指示に従うこと。
- 7 研修期間中、不慮の事故により生じた損害及び自己の故意、過失により生じた損害については、研修先大学及び本学は一切の責任を負わず、損害を与えた当該の者が負担することを承知すること。また、これらの行為により研修先大学及び本学に損害を与えた場合は、その責任を負うこと。
- 8 研修参加にあたっては、出発日から帰国日を期限とする本学指定の海外旅行傷害保険及び本学が指定する危機管理システムに加入し、研修期間中は自己の健康管理及び安全管理に十分注意すること。
- 9 研修地において疾病に罹患又は受傷した場合、現地の法令及び医療体制に従い治療を受けること。
- 10 自然災害、戦乱、暴動、テロ行為、陸海空における不慮の災難、感染症の流行、日本または外国の官公庁による危険情報等の発令・発生下における研修の催行・中止の判断は本学に委ねること。また、これら本学の責めに因らない事由の発生に伴う金銭的な負担及び損害等は参加者が負担し、大学に対しての要求及び請求等は一切行わないこと。
- 11 研修期間中の外出については、国際交流課の指示に従うこと。また、研修期間中の私的旅行を希望する者は、大学が指定する旅行代理店が本研修参加者に対して提案するものから選択すること。
- 12 研修期間中においては、自動車、オートバイ等高速で移動するあらゆる乗り物の運転は絶対に行わないこと。また危険なスポーツ（スカイダイビング・バンジージャンプ等）は絶対に行わないこと。
- 13 短期海外研修（スプリングスクール）経験者として、この研修の募集及び参加者への助言に進んで協力すること。
- 14 渡航手続、安全管理、緊急事故支援システム加入及び海外旅行保険の案内に使用するため、申込時に記入・入力された個人情報を以下の企業等へ提供することに同意すること。
 - ① 大学が指定する旅行代理店
 - ② 特定非営利活動法人海外留学生安全協議会
 - ③ 大学が指定する保険代理店
- 15 その他の事項については、本学の指示に従うこと。

以上